

## 令和2年度 【近代化基金に係る融資についてのご案内】

沖縄県トラック協会は、トラック運送事業の近代化、合理化を積極的に推進するため、運輸事業振興助成交付金の基金をもって、利子補給による長期低利の融資を実施しております。

つきましては、募集要領を参考に車両の代替、物流施設の設備等を計画中の事業者におかれでは、ご利用下さいますようご案内申し上げます。

### 近代化基金融資募集要領

#### 1. 融資の対象者

協会の会員とその共同体及び持株会社。

なお、株式会社商工組合中央金庫（商工中金）から借入れを行う場合は、商工中金に出資している事業協同組合等の団体又はその構成員であることが必要。

#### 2. 融資総枠

融資総枠は4億五千万円です。このため、融資総枠に達した場合は募集を打ち切りますのでご承知下さい。

#### 3. 融資対象事業

融資対象事業は次のとおりです。

- (1) 荷役機械、車両等の輸送関係機器の購入（代替を含む）及び車両の改造
- (2) トラックターミナル、配送センターなどの輸送関係施設の整備
  - ①トラック事業者の近代化、合理化のための事務機器（コンピュータ、ファクシミリ、複写機等）の購入
  - ②設備の補修、改修等
- (3) 福利厚生施設の整備

#### 4. 融資の条件

##### (1) 融資限度額

①法人事業者	3, 000万円
②個人事業者（1台～5台）	1, 000万円
"　（6台以上）	3, 000万円
③共 同 体（協同組合）	3, 000万円

##### (2) 再融資の制限

再度この融資制度の適用を受けようとする場合は、既往の借入金が当初の約定に基づき正常な形で償還されており、融資限度から既往の融資残高を控除した額の範囲内で申込みできる。

##### (3) 融資利率

取扱金融機関の所定利率（最優遇利率適用）による

##### (4) 償還期間

10年以内とする。但し、法定耐用年数が10年未満の場合は法定耐用年数

以内とする。

(5) 据置期間

償還金の据置期間は、償還期間のうち6ヶ月以内とする。

(6) 債還方法

据置期間終了後、月賦、隔月賦又は3ヶ月毎の均等分割償還とする。

(7) 担保・保証人

取扱金融機関の定めるところによる。

5. 延滞利息の支払い責任

元金及び利息等の支払いが遅延することによって発生する延滞利息の支払い責任は、次の定めの通りとする。

- ①元金の返済に係るものについては、商工中金等の借入約定により借入者が負担するものとする。
- ②当協会が利子補給によって支払いすべき利息が、遅延することによって発生する利息は、借入者が負担する利息の遅延分も含めて、当協会が支払いの責任を負うものとする。
- ③借入者が都合により遅延した場合は、当協会の利子補給額を含めた、遅延利息を借入者が支払いの責任を負うものとする。

6. 利子補給

(1) 利子補給率

①本融資の借入者に対し、当協会は、次の補給率により利子補給を行います。

個別事業者 0. 3% 共同体（協同組合） 0. 3%

②低公害車（CNG車・ハイブリッド車）及び省エネ関連機器（EMS・ドライブレコーダー等）導入に係る融資の利子補給については、前号にかかわらず、基金運用益のほか、全ト協の利子補給助成金等により次のとおり行うものとする。

利子補給率 0. 3%

(2) 利子補給の制限

借受人が正当な理由なく申込みに係る事業計画と異なったものに借入金を転用した場合は、利子補給を打ち切るとともに既に受けた利子も補給も繰り上げて償還していただきます。

7. 設備の完成報告

設備完成（購入）後、速やかに所定様式により協会へ報告して下さい。

8. 取扱金融機関

商工中金の本支店及び商工中金の代理店

9. 募集期間と募集方法

(1) 募集期間

令和2年4月1日から令和3年2月15日までとします。（毎月15日締切）但し、融資総枠に達し次第、募集を打ち切ることになります。

(2) 募集方法

申込者は上記期間中に「融資推薦申込書」「企業要項」「事業計画書」及び「承諾書」の4通に車両、機械の場合は見積書、建物の建築、改修及び修繕の場

合は図面、見積書、土地購入の場合は公図と所在地案内図を添付して当協会あて提出して下さい。

(3) 融資推薦適否の通知

当協会は前記の申込みを受理した場合は、事業計画の的確性等を検討し「融資推薦適否決定通知書」によってその適否を当月25日までに通知いたします。

10. 金融機関への手続

融資推薦適否決定通知を受けた方は同通知書（写）を添えて直ちに商工中金等へ借入申込みを行って下さい。

11. 設備の完成（購入）報告

設備完成（購入）後、速やかに報告書記載の添付書類を添えて当協会へ報告すること。

報告がない場合は、利子補給を行わない場合がある。

12. ポスト新長期等規制適合車導入に係る融資の特例

この融資制度は、自動車から発生する窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）の低減を図るため、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」（平成20年3月25日国土交通省告示第348号）による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年7月15日国土交通省告示第619号）に定める排出基準値に適合する事業用貨物自動車を導入する場合の資金融資について設けられた制度である。ポスト新長期等規制適合車導入に係る融資は、3. 基金業務の運営方法（3）利子補給の方法にかかわらず、基金運用益のほか、利子補給助成金等により次の各項に定めるところによる。

(1) 融資対象

平成23年6月1日以降に購入するポスト新長期等規制適合車の導入車両とする。

(2) 融資対象者

当協会の会員であつて商工中金等と取引資格があるものとする。

(3) 融資方法

融資については、商工中金等と契約するものとする。

(4) 利子補給の方法

利子補給は、基金運用益のほか、全ト協の利子補給助成金等により次の通り行うものとする。

貸出期間1年以上の融資 年0.3%

(5) 融資条件

①法人事業者	3,000万円
②個人事業者（1台～5台）	1,000万円
〃（6台以上）	3,000万円
③共 同 体（協同組合）	3.000万円

(6) 融資利率

取扱金融機関の所定利率による。

(7) 償還期間

5年以内（据置期間6カ月以内を含む）とする。

(8) 償還方法

据置期間終了後、月賦、隔月賦又は3か月毎の元金均等分割償還とする。

(9) 担保・保証人

取扱金融機関の定めるところによる。

(10) その他

①申込方法

所定の「融資推薦申込書」「企業要領」「事業計画書」に見積書等を添付のうえ公募期間内に到着するよう提出する。

②設備の完成(購入)報告

設備完成(購入)後、速やかに下記を添付し、当協会へ報告すること。

報告がない場合は、利子補給を行わない場合がある。

「購入した自動車検査証(写)」・「購入代金の請求書・領収書の(写)」

13. その他

この要領に定めのない事項は当協会の近代化基金運営要領等の定めるところによります。

那覇市港町2丁目5番23号

公益社団法人沖縄県トラック協会

☎：098-863-0280